

大阪留学生ビジネス・インターンシップ並びに就業体験プログラム実施要領

第1 趣旨・目的等

1 趣旨・目的

留学生と企業の相互理解の促進や、卒業後の本格就労に向けた実践的準備の機会の提供を通じ、企業における高度外国人材の活用促進を図るため、留学生に対するインターンシップ並びに就業体験プログラムを実施する。

2 定義

インターンシップとは、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」（以下「産学協議会」という。）において整理した、「学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組み」のタイプ3に準拠するものをいう。

なお、キャリア教育の一環として行う就業体験のうち、前述のタイプ3に準拠しないものを「就業体験プログラム」とし、インターンシップに準じて募集及びエントリー等を行うものとする。

第2 実施時期・期間等

1 実施時期

原則として、大学の休校期間に当たる7月から9月までの間及び2月から3月までの間とする。

2 実施期間

インターンシップ並びに就業体験プログラム（以下「インターンシップ等」という。）実施期間は、1、2週間程度（実施日は5日間以上）とし、4週間を超えない期間とする。

3 インターンシップ等実施中の報酬について

インターンシップ等実施中は、無報酬とする。ただし、交通費や昼食代等、労働の対価とは認められない手当を企業が負担することは差し支えないこととする。

第3 参加可能留学生

参加資格

インターンシップ等に参加できる留学生は、原則として大阪ビジネスインターンシップ支援協議会に参加する大学に在籍する大学生（交換留学生を含む）又は大学院生とし、学科・専攻等は特に限定しないものとする。

なお、このうち、インターンシップに参加できる留学生は、大学3、4年生並びに大学院1、2年生とする。

第4 インターンシップ等参加企業

インターンシップ等参加企業は、次のいずれにも該当する企業とする。

- 1 専門的・技術的分野に関連する職種においてインターンシップ等を実施するものであること。
- 2 インターンシップ等実施中の実習内容を通じ、我が国企業での仕事の進め方や、社員に求められる発想法を体験し、卒業後の就労に向けた実践的準備の機会を与えるものとなること。
- 3 インターンシップ等参加留学生の指導・監督を行う担当職員を専任していること。
- 4 留学生が持つ異なる思考方法や、文化・習慣に対する理解を深める姿勢が明らかであること。
- 5 インターンシップ等参加留学生の受け入れに当たって、直接生産活動に従事させるなど当該作業による利益・結果が当該企業に帰属し、かつ、企業と学生との間に使用従属関係が認められるなど、労働者として扱うものでないこと。

第5 支援協議会の開催・運営

インターンシップ等の実施に当たって、企業側及び大学側の要望を把握しインターンシップ等参加企業の開拓に繋げるほか、インターンシップ等の実施で得られた経験・ノウハウ等を広く共有するため、大阪ビジネスインターンシップ支援協議会を開催する。

第6 インターンシップ等の具体的内容

1 インターンシップ等参加企業、留学生の募集等

(1) インターンシップ等参加企業の募集等

① 企業募集にあたり、インターンシップ等を受け入れることにより企業の活性化、国際化を促すきっかけとなることなど企業のメリットをアピールしつつ参加勧奨を行う。

② インターンシップ等参加希望企業の登録

ア インターンシップ等への参加を希望する企業は、第4の1から5までを踏まえたインターンシップ並びに就業体験プログラム募集要項(様式1)を作成し、大阪外国人雇用サービスセンター(以下「外国人センター」という。)へ提出する。

イ 外国人センターは、インターンシップ並びに就業体験プログラム募集要項を受け付けて受入企業一覧(様式2)を作成し、支援協議会参加大学等を通じて参加希望留学生に提示する。

(2) 参加留学生の募集

① 参加留学生は、支援協議会参加大学等を通して募集を行う。

② 留学生への説明

大学は下記の項目について、インターンシップ等への参加を希望する留学生に対し説明する。

ア インターンシップ等実施中は無報酬であること、就業体験プログラムにおいては採用を前提としない就業体験実習であること等処遇に関すること。

イ インターンシップ等への応募に当たっては、応募動機等を記載したエントリーシート（様式3）を大学に提出する必要があること。

ウ エントリーシート提出後、企業での受入れが決定後、外国人センターが実施する事前講習を受講する必要があること。（受講日に、外国人センターへの登録も併せて行うこと。）

エ インターンシップ等参加後10日以内に受講レポート（様式4）を作成し大学を通じて外国人センターへ提出すること。

オ インターンシップについては、企業が取得した学生情報を採用活動開始以降に限り活用する場合があること。

③ インターンシップ等への応募については、大学が参加を希望する留学生の面接を行いインターンシップ等の受講が可能であるかどうかを確認した上で、推薦状（様式5）を作成し、エントリーシート（様式3）とともに外国人センターへ送付する。

2 参加留学生の決定

外国人センターは、大学から提出のあったエントリーシートを企業に送付し承諾を得た上で、「受入れ決定通知書」（様式6）を作成し、大学を通じて参加留学生に交付する。

なお、参加希望者多数の場合は、企業と協議の上決定することとする。

3 事前講習会等の実施

（1）参加企業対象事前説明の実施

インターンシップ等参加企業に対し、留学生をインターンシップ等参加留学生として受け入れるに当たり、インターンシップ等の趣旨・目的その他留意事項のほか、文化、習慣の違いへの配慮等、日本人学生とは異なった配慮が必要であること等について、企業への訪問などにより、説明を行う。

（2）参加留学生対象事前講習会の実施

インターンシップ等参加留学生に対し、受講の心構え等、企業で実習を受ける上で最低限必要な留意事項について、外国人センターで講習を行う。

4 傷害・損害保険の加入

参加留学生は、インターンシップ等実施中の事故により傷害を負った場合や、受入れ企業又は第三者に損害を与えた場合に備え、大阪労働局が保険料を負担する傷害・損害保険に加入する。

（1）参加留学生がインターンシップ等実施中又はインターンシップ等実施事業所と参加留学生の住居との往復中に生じた傷害を補償する保険で次の要件を満たすもの

①被保険者

参加留学生

②保険金受取人

参加留学生（ただし、本人死亡の場合はその法定相続人等本人が指定した者）

③保険金額

ア 死亡保険金 350万円

イ 後遺傷害保険金があること

ウ 入院保険金日額 3000円

エ 手術保険金があること

オ 通院保険金日額 2000円

④保険期間

インターンシップ等実施期間（1、2週間など会社の受入期間とする）

- (2) 参加留学生がインターンシップ等実施中又はインターンシップ等実施事業所と参加留学生の住居との往復中に、第三者に身体障害や財物損害を発生させたことについて負った法律的損害賠償責任を担保する保険で次の要件を満たすもの

①被保険者

実習対象者

②保険金額

対人・対物ともに1事故につき限度額 5000万円

③保険期間

インターンシップ等実施期間（1、2週間など会社の受入期間とする）

5 覚書の締結等

(1) 覚書の締結

- ① 参加企業及び大学の間で、インターンシップ等の実施に当たっての遵守事項等についての覚書（様式7）を締結する。
- ② 覚書締結後、一部複写し、当該複写を外国人センターにおいて保管する。

(2) 誓約書の提出

参加留学生は、企業に対し、インターンシップ等実施中は実習に専念することや知り得た企業秘密等を第三者に漏らさないこと等について、誓約書（様式8）を提出する。

6 インターンシップ等の実施

インターンシップ等は次のとおり実施する。

- (1) 受入れ企業が事前に外国人センターに申し込んだインターンシップ並びに就業体験プログラム募集要項に則った実習内容であること。
- (2) インターンシップ等担当職員の指導・監督の下、実施するものであること。
- (3) 留学生は、インターンシップ等実施中、その実習内容に専念するものであること。
- (4) 留学生は、インターンシップ等の開始日に、受入れ決定通知書及び学生証を持参し、インターンシップ等担当職員に提示するとともに、インターンシップ等実施期間中、常

に学生証を携行すること。

(5) 留学生は、インターンシップ等終了後に、実習内容に関する受講レポート（様式4）を作成し、大学を通じて外国人センターに提出すること。

(6) 外国人センターは、受入れ企業に対し、インターンシップ等の実施に関する受入れアンケート（様式9）を行うこと。

第7 インターンシップ等実施後のフォローアップ

1 インターンシップ等実施報告会の開催

インターンシップ等の実施で得られた経験・ノウハウ等を広く共有するとともに、次回のインターンシップ等の実施に反映するため、参加企業・留学生からのアンケートやレポートを基に支援協議会においてインターンシップ等実施報告会を次のとおり開催する。

(1) 参加企業の受入れアンケートの結果や、参加留学生の受講レポートにより、インターンシップ等の実施の評価をするものであること。

(2) (1)の評価を次回のインターンシップ等の実施に生かしていくものであること。

2 インターンシップ等参加企業に対するフォローアップ

インターンシップ等参加企業に対し、留学生向け求人の開拓や、留学生合同就職面接会、専門的・技術的分野の外国人労働者の雇用管理に係るアドバイス等、外国人センターの支援メニューを提供する。

3 留学生に対するフォローアップ

インターンシップ等参加留学生に対し、卒業年次に至るまでの複数年にわたる就職支援を行うため、就職ガイダンスの実施や留学生合同就職面接会等への参加案内を行う。

なお、エントリーシートを提出したものの、インターンシップ等の参加に至らなかった留学生に対しても、外国人センターへの登録を促し、同様の支援を行うとともに、次回インターンシップ等への参加を促す。

附則

この要領は平成20年7月30日から実施する。

平成24年5月7日改正

平成26年5月16日改正

令和2年6月5日改正

令和6年4月1日改正